

平泉町地球温暖化対策実行計画

【事務事業編】

2019（平成31）年度～2024（平成36）年度

2019（平成31）年3月

平泉町

目次

第1章 計画の基本事項	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の目的.....	3
4 計画の期間および基準年度.....	3
5 計画の対象.....	3
第2章 温室効果ガスの排出状況	4
1 温室効果ガス排出量の算定方法.....	4
2 温室効果ガス排出量の算定結果.....	4
3 温室効果ガス排出量の状況.....	4
第3章 削減目標および具体的な取り組み	7
1 目標値および目標設定の考え方.....	7
2 具体的な取り組み.....	7
第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表	9
1 推進体制.....	9
2 点検体制.....	10
3 進捗状況の公表.....	10

第1章 計画の基本事項

1 計画策定の背景

(1) 地球温暖化問題の現状

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されているほか、我が国においても平均気温の上昇、暴風、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されています。「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第1条において規定されているとおり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準で大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球温暖化を防止することは人類共通の課題とされています。

(2) 国際社会の取り組み

2008（平成20）年に始まった「京都議定書」の第一約束期間が2012（平成24）年に終了し、現在は2013（平成25）年から2020（平成32）年までの第二約束期間中となっています。「京都議定書」とは、1997（平成9年）年に京都で開催された「国連気候変動枠組条約第3回締約国会議」（COP3）において、地球温暖化を防止するための温室効果ガス排出削減を規定した国際的な枠組みです。

しかし、京都議定書は日本を含む先進国35か国のみが温室効果ガス排出量の削減義務を負い、米国や中国、インドといった排出量の大きな国は除外されていました。

COPでは引き続き京都議定書の枠組みの交渉が続けられ、2015（平成27）年12月にパリで開かれたCOP21において、初めてすべての先進国と発展途上国に対して排出量の抑制を義務付ける「パリ協定」が採択されました。「パリ協定」では、世界の平均気温を産業革命前と比較して「セ氏2℃を十分に下回る水準」に抑え、さらに1.5℃以内を目指して努力することが義務付けられました。また「パリ協定」では、化石燃料からの脱却も目指し、今世紀後半には、温室効果ガスの排出を「実質ゼロ」にすることも目指すことが盛り込まれました。2017（平成29）年には世界2位の温室効果排出国である米国が離脱したことに対し、広く国際的に批判されたことから世界規模で地球温暖化対策への意識が高まっていることがわかります。

(3) 日本の取り組み

日本では地球温暖化対策推進法が1998（平成10）年10月に公布、1999（平成11）年4月に施行されています。

この法律では、地球温暖化対策への国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務

を明らかにするとともに、国、地方公共団体の実行計画の策定、事業者による温室効果ガス排出量算定報告公表制度等、各主体の取り組みを促進するための法的枠組みを整備しています。また政府は、温室効果ガス排出量を2020（平成32）年までに1990（平成2）年比で25%削減するという目標を掲げ、低炭素社会の実現に向けて様々な施策を展開してきました。

2011（平成23）年に発生した東日本大震災により、国内の原子力発電所は長期間にわたり全面停止しました。これにより、わが国のエネルギーを巡る環境は大きな変化に直面し、2014（平成26）年に新たなエネルギー基本計画が決定されました。

これに伴い、温室効果ガス削減目標についても、これまで掲げてきた「2050（平成62）年までに80%、2020（平成32）年までに1990（平成2）年比で25%削減」という目標の見直しが進められ、2013（平成25）年11月には「2020（平成32）年度に2005（平成17）年度比3.8%減」という目標が、また2015（平成27）年7月には「2030（平成42）年度に2013（平成25）年度比26%削減（2005（平成17）年度比25.4%削減）」という新たな目標が決定されました。また、この目標を反映させた「地球温暖化対策計画」が2016（平成28）年に策定されました。

2 計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策推進法に基づき、「地球温暖化対策地域実行計画（事務事業編）」（以下、事務事業編という）として策定するもので、本町の事務事業から排出される温室効果ガスの排出量を削減するための措置について定めたものです。

また、本計画は「新平泉町総合計画後期基本計画」の施策をより推進するための計画であり、省エネ化のための運用改善措置や平泉町環境基本計画等との整合・連携をはかります。

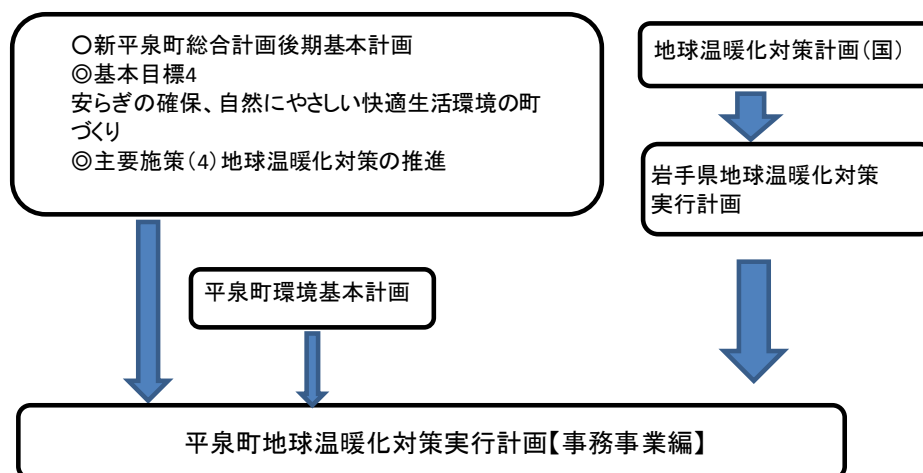


図 1-1 本計画の位置づけ

3 計画の目的

「事務事業編」は、本町の組織及び施設における全ての事務・事業から発生する温室効果ガスの排出を抑制するため、率先して地球温暖化対策の推進をはかることを目的とします。

さらに、町の率先した取り組みの成果等を広くPRしていくことで、町民や事業者等の地球温暖化防止に向けた取り組みのさらなる実践を促します。

4 計画の期間および基準年度

本計画の計画期間は、2019(平成31)年度から2024(平成36)年度までの5年間とします。また、本計画の基準年度は、国の「地球温暖化対策計画」における温室効果ガス総排出量の削減目標の設定と整合させるため、2013(平成25)年度とします。

ただし、計画実施期間中の社会状況の変化や技術的進歩、実務の妥当性などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

※ 基準年度とは、各年度における温室効果ガス排出量の増減を比較検討するための基準として、各地方公共団体が独自に設定する年度をいいます。

5 計画の対象

(1) 対象物質

地球温暖化対策推進法第2条第3項に規定されている温室効果ガスは、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF₆)、三フッ化窒素(NF₃)の7つです。日本国内で排出される温室効果ガスのおよそ95%を二酸化炭素が占めていることから、二酸化炭素に絞って実施します。

(2) 対象範囲

本計画の対象範囲は街路灯や防犯灯などの電力消費の少ない工作物を除いた、本町に係る全ての事務・事業とします。ただし、対象から除いた工作物については段階的に対象とします。

第2章 温室効果ガスの排出状況

1 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量の算定は、「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体の事務及び事業に係る温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」（2011（平成23）年10月環境省）に基づいて行いました。

$$\text{温室効果ガス排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数}$$

- ・ 活動量：燃料使用量や電力使用量等の温室効果ガス排出の原因となる活動量
- ・ 排出係数：単位あたりの活動量に伴う温室効果ガス排出量

2 温室効果ガス排出量の算定結果

平泉町の2016（平成28）年度の温室効果ガス排出量は1,698.4 t-CO₂でした。また、基準年度である2013（平成25）年度の温室効果ガス排出量は1,974.6 t-CO₂であり、基準年度と比較しますと276.2 t-CO₂（14%）の削減ができました。

3 温室効果ガス排出量の状況

(1) 燃料別の排出状況

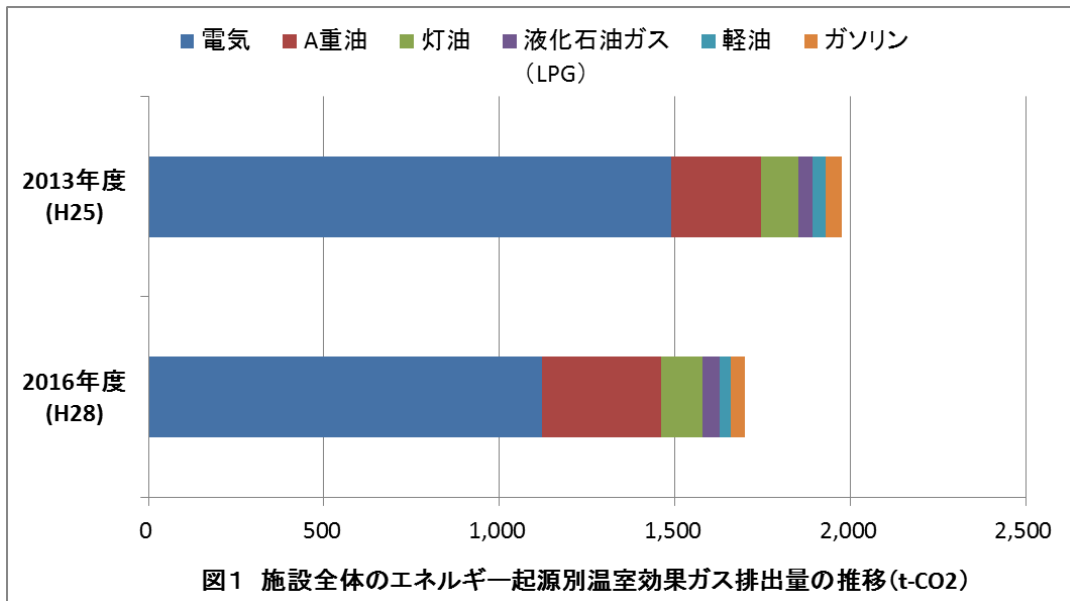
燃料別の排出量の割合が最も大きいものは電気であり、毎年65%～75%程度を占めています。

電気による排出量減少の主な要因としては、2016（平成28）年に電力会社をより二酸化炭素排出係数の少ない業者へ変更をした事、そして2014（平成26）年に庁舎の一部LED化の更新をしたことが考えられます。

そのほかの燃料は軒並み増加しているものの、軽油およびガソリンについては減少しており、ガソリンについては公用車の一部を電気自動車に更新したことが考えられます。

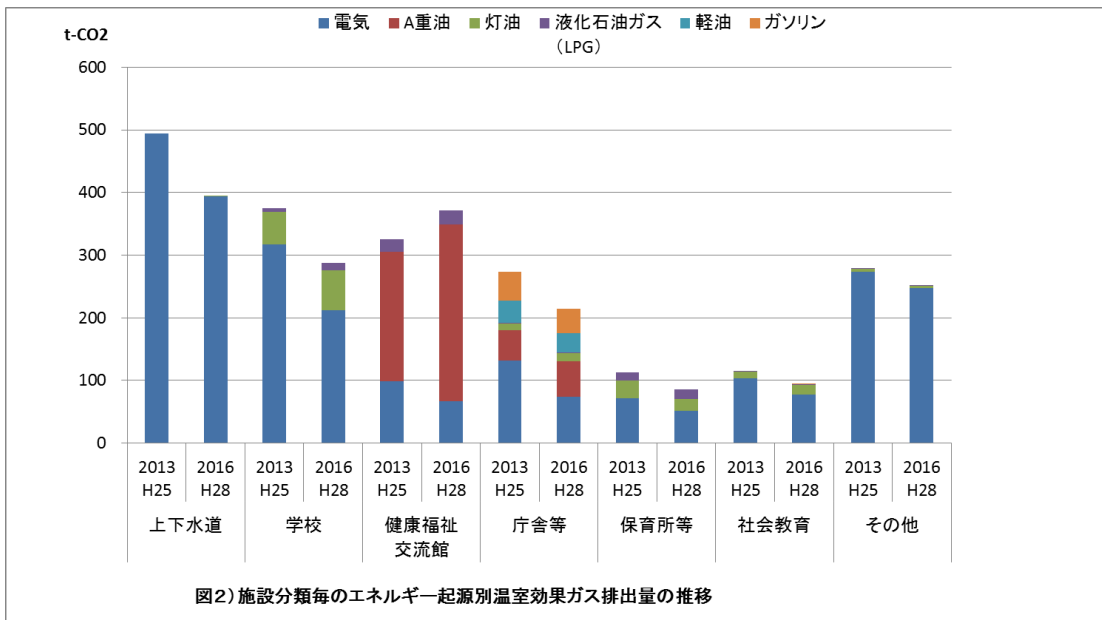
表1) 施設全体のエネルギー起源別温室効果ガス排出量の推移 (単位 上段:t-CO₂ 下段:%)

年度	電気	A重油	灯油	液化石油ガス (LPG)	軽油	ガソリン	合計
2013年度 (H25)	1,490.6	254.3	106.2	41.9	35.6	46.0	1,974.6
	75.5	12.9	5.4	2.1	1.8	2.3	100.0
2016年度 (H28)	1,122.8	339.5	115.3	51.4	30.8	38.6	1,698.4
	66.1	20.0	6.8	3.0	1.8	2.3	100.0
増減	-367.8	85.2	9.1	9.5	-4.8	-7.4	-276.2
	-24.7%	33.5%	8.6%	22.7%	-13.6%	-16.1%	-14.0%



(2) 施設分類毎の排出状況

施設分類の排出量が多いものは「上下水道」であり、次に大きいものは「学校」、「健康福祉交流館」となります。また、「健康福祉交流館」を除いた全ての施設で排出量が減少している事が分かります。



※施設分類

- ・「庁舎等」には庁舎、保健センター、公用車等が含まれます。
- ・「保育所等」には平泉保育所、長島保育所、町立幼稚園が含まれます。
- ・「社会教育」には公民館、文化遺産センターなどが含まれます。
- ・「その他」には道の駅、消防施設、町営駐車場などが含まれます。

(表2) 施設分類毎のエネルギー起源別温室効果ガス排出量の推移 (単位 上段:t-CO2 下段:%)

施設分類	年度	電気	A重油	灯油	液化石油ガス (LPG)	軽油	ガソリン	合計	全施設の 構成割合
上下水道	2013	494.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	494.1	25.0%
	H25	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	-
	2016	394.2	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	394.5	23.2%
	H28	99.9	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	100.0	-
	増減	-99.9 -20.2%	0.0 -	0.3 皆増	0.0 -	0.0 -	0.0 -	-99.6 -20.2%	- -
学校	2013	317.3	0.0	52.0	5.6	0.0	0.0	374.9	19.0%
	H25	84.7	0.0	13.9	1.5	0.0	0.0	100.0	-
	2016	211.7	0.0	63.9	11.8	0.0	0.0	287.4	16.9%
	H28	73.6	0.0	22.2	4.1	0.0	0.0	100.0	-
	増減	-105.7 -33.3%	0.0 -	12.0 23.0%	6.3 112.4%	0.0 -	0.0 -	-87.4 -23.3%	- -
健康福祉 交流館	2013	98.7	206.1	0.0	20.4	0.0	0.0	325.2	16.5%
	H25	30.4	63.4	0.0	6.3	0.0	0.0	100.0	-
	2016	66.3	283.0	0.0	21.6	0.0	0.0	370.9	21.8%
	H28	17.9	76.3	0.0	5.8	0.0	0.0	100.0	-
	増減	-32.4 -32.8%	76.9 37.3%	0.0 -	1.2 5.9%	0.0 -	0.0 -	45.7 14.1%	- -
庁舎等	2013	132.3	48.2	10.2	1.1	35.6	46.0	273.4	13.9%
	H25	48.4	17.6	3.7	0.4	13.0	16.8	100.0	-
	2016	74.0	56.5	13.1	1.0	30.8	38.6	214.0	12.6%
	H28	34.6	26.4	6.1	0.5	14.4	18.0	100.0	-
	増減	-58.2 -44.0%	8.3 17.1%	2.9 28.7%	-0.1 -10.8%	-4.8 -13.6%	-7.4 -16.1%	-59.3 -21.7%	- -
保育所等	2013	71.2	0.0	28.3	13.7	0.0	0.0	113.2	5.7%
	H25	62.9	0.0	25.0	12.1	0.0	0.0	100.0	-
	2016	50.9	0.0	19.7	15.7	0.0	0.0	86.3	5.1%
	H28	59.0	0.0	22.8	18.2	0.0	0.0	100.0	-
	増減	-20.3 -28.5%	0.0 -	-8.7 -30.6%	2.0 14.4%	0.0 -	0.0 -	-27.0 -23.9%	- -
社会教育	2013	103.4	0.0	11.1	0.6	0.0	0.0	115.1	5.8%
	H25	89.8	0.0	9.6	0.6	0.0	0.0	100.0	-
	2016	77.9	0.0	15.4	1.0	0.0	0.0	94.3	5.6%
	H28	82.6	0.0	16.3	1.0	0.0	0.0	100.0	-
	増減	-25.6 -24.7%	0.0 -	4.3 39.0%	0.3 48.8%	0.0 -	0.0 -	-20.8 -18.1%	- -
その他	2013	273.6	0.0	4.6	0.5	0.0	0.0	278.7	14.1%
	H25	98.2	0.0	1.7	0.2	0.0	0.0	100.0	-
	2016	247.8	0.0	2.9	0.3	0.0	0.0	251.0	14.8%
	H28	98.7	0.0	1.1	0.1	0.0	0.0	100.0	-
	増減	-25.8 -9.4%	0.0 -	-1.7 -37.5%	-0.1 -30.2%	0.0 -	0.0 -	-27.7 -9.9%	- -
合計	2013	1,490.6	254.3	106.2	41.9	35.6	46.0	1,974.6	100.0%
	H25	75.5	12.9	5.4	2.1	1.8	2.3	100.0	-
	2016	1,122.8	339.5	115.3	51.4	30.8	38.6	1,698.4	100.0%
	H28	66.1	20.0	6.8	3.0	1.8	2.3	100.0	-
	増減	-367.8 -24.7%	85.2 33.5%	9.1 8.6%	9.5 22.7%	-4.8 -13.6%	-7.4 -16.1%	-276.2 -14.0%	- -

※表示単位未満四捨五入により計等が一致しない場合があります。

第3章 削減目標および具体的な取り組み

1 目標値及び目標設定の考え方

地球温暖化対策基本計画の個別部門では庁舎等の事務は「業務その他部門」に位置付けられており、削減目標は2030（平成42）年度に2013（平成25）年度比40%削減とされております。

本計画ではこの国の目標を最終目標と位置づけ、本計画の計画期間となる2024（平成34）年度までの達成目標として、「2024（平成36）年度までに、基準年である2013（平成25）年度比で20%以上削減する」を掲げます。

年度	備考	総排出量 【kg-CO ₂ 】	2013年からの削減量	2013年からの削減率
2013(H25)	基準年	1,974.6	-	-
2024(H36)	中期目標	1,579.7	394.9	20.0%
2030(H42)	最終目標	1,184.8	789.8	40.0%

表3 本計画における温室効果ガス排出量の目標値と削減量

2 具体的な取り組み

(1) 目標達成に向けた取り組みの全体像

町は、さまざまな施策を実施する中で、事務事業を進めるとともに、公共施設等の管理運営を行っています。これらは民間企業等と同じく、町内の経済活動の一端を担っており、一事業者あるいは一消費者としての性格を持っています。

そして、町内における中心的事業所であることから、その経済活動に際して環境保全に関する行動を実行することは、地球温暖化対策をはじめとする、環境負荷の低減に大きく寄与します。

また、町は町民・事業者の環境保全に関する自主的な取り組みを推進する立場にあり、町自らが率先して、これらの課題に取り組む必要があります。

本計画における具体的な取り組み全体像は、以下のとおりです。

①施設設備等の運用改善	
担当者	取り組み内容
施設管理者	・現在保有している施設整備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。
	・ボイラーや燃焼機器は高効率で運転できるよう運転方法を調整します。
	・空調機器のフィルター等は定期的に清掃を行い、送風効率を上昇させます。
	・省エネルギーセンターで実施している「無料節電診断」等を積極的に活用し診断結果を参考に、施設・設備の運用改善を行います。
② 整備更新・改修に向けた取り組み	
担当者	取り組み内容
施設管理者	・施設の新増設や改修に際しては、省エネルギー設計、太陽光発電などの温室効果ガス削減に資する設備を取り入れます。
	・施設内の設備の更新時には、国等の補助を活用し、施設の省エネ化を図ります。
	・施設内の設備の更新時には、トップランナー方式に適合した製品又はL2-Tech 認証製品を積極的に採用し、省エネ化に努めます。
	・施設内の設備の更新時には、省エネルギーまたは再生可能エネルギー設備について積極的に検討導入します。
③ 全職員の日常の取り組み	
項目	取り組み内容
空調	・事務室、会議室等の空気調節にあたっては、設定温度（暖房 20℃、冷房 28℃）を徹底します。
	・夏冬の勤務には、クールビズ、ウォームビズを実施します。
	・カーテン、ブラインド等を活用し冷暖房の効率を高めます。
照明	・昼休みや終業後は不要な照明を消灯します。
	・トイレ、会議室、給湯室等は使用時のみ点灯します。
	・一定の明るさが確保できる場合は、部分照明や照明の間引きを行います。
家電 OA 機器	・OAタップの導入等により退庁時には主電源を切る、コンセントを抜くなどし、待機電力の抑制に努めます。
公用車	・近距離の移動は徒歩、自転車を使用し、走行距離の低減に努めます。
	・出張時における公共交通機関の利用及び公用車の同乗に努めます。
その他	・ポスターや庁内掲示板等により省エネルギーの徹底を定期的に呼びかけます。 ・省資源リサイクルに努めます。

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1 推進体制

本計画では、特に複数の職階層による推進体制の整備はしませんが、策定した計画は、全職員が確実に実施する必要があります。

そこで、連絡体制の整備のために次のような各職員の役割分担を構築します。

(1) 事務局（町民福祉課）

事務局は、各課等との連絡を密にし、本計画の円滑な推進を図ります。

また、各課等で集計した燃料等使用実績、二酸化炭素の排出量の把握及び取組状況の取りまとめ等を行い、計画の見直しや評価結果の定期的な公表を行います。

- ・各課等に対する本計画の内容の伝達
- ・各課等の連絡員が調査した燃料等の使用実績の集計（年2回）
- ・使用実績の集計を基にした温室効果ガス排出量の算定
- ・排出量算定結果の評価及び改善に向けての見直し
- ・燃料等の使用実績、二酸化炭素排出量などの公表 など

(2) 各課等の連絡員（各組織・施設等の担当者）

連絡員は、各課等における職員への本計画の周知、取組事項の啓発を行います。

- ・各課等への本計画の周知及び取組事項の啓発
- ・取組状況の点検
- ・各課等における燃料等使用実績の調査及び報告 など

(3) 全職員

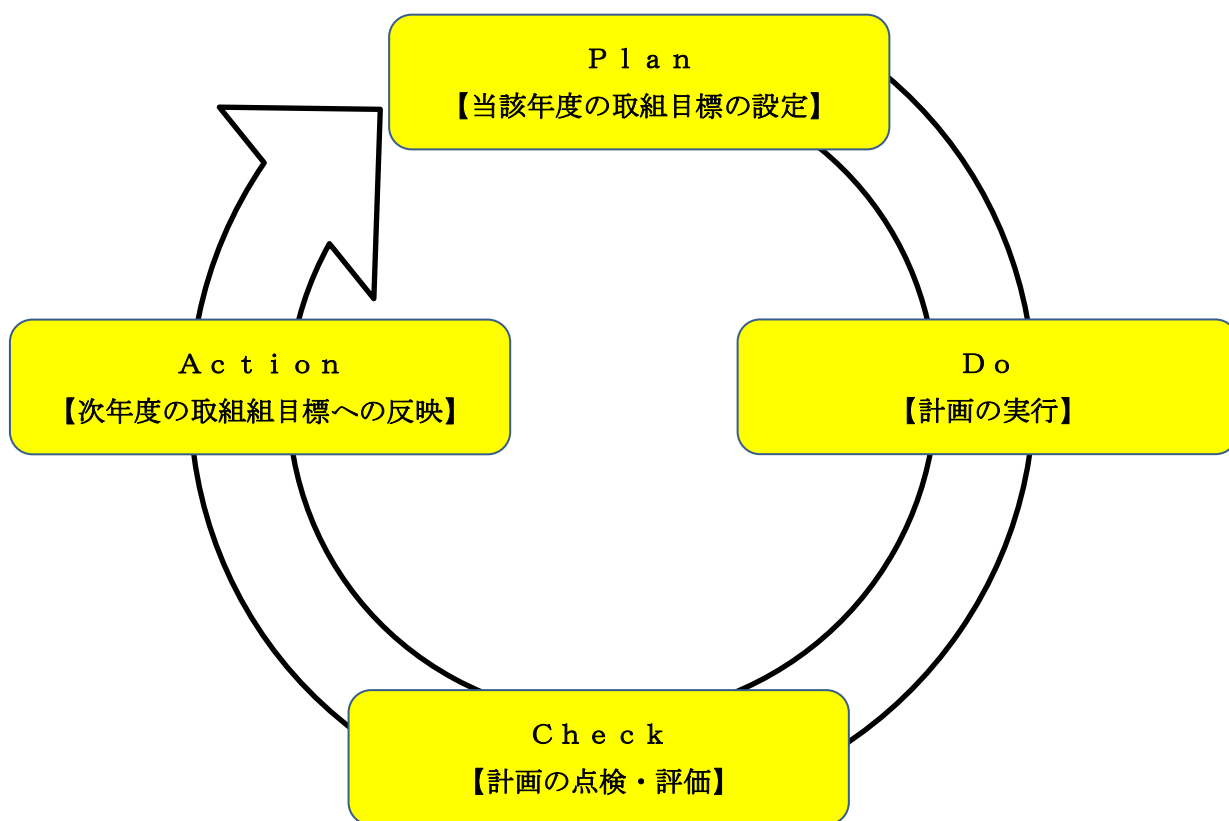
全職員は、本計画の内容を理解し、この計画の目標が職員一人ひとりの取組みにより達成されるということを十分意識する必要があります。また、自ら率先して取組みを行うことにより、町における地球温暖化対策の推進を図らなければなりません。

- ・本計画の理解と計画に定める取組事項の積極的な推進 など

2 点検体制

事務局は、各課等の連絡員から報告を受けた燃料等の実績をもとに集計を行い、基準年度に対する本計画の成果についての評価を行います。

この際、効果がみられない、あるいは効果の薄い削減対策については、毎年度見直しを行います。



3 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回町のホームページ等により公表します。